

第1条（名称）

この会は、「禁煙推進企業コンソーシアム」（以下「本会」という。）と称する。

第2条（事務局）

1. 本会には事務局を置くものとし、会員企業の半数以上の承認を持って外部に一部または全部を委託できるものとする。
2. 事務局は、入金申し込みの受付、会費の徴収、第5条に定める活動内容の推進等の事務的業務をするものとする。
2. 事務局には、事務局長を置くことができ、会員企業の半数以上の承認をもって任命するものとし、任期は1年とする。

第3条（会員）

本会の会員は、本会の目的に賛同し第6条に基づき入会が認められた法人とする。また、会員は下記2つの種別を持つものとする。なお、全ての会員は、他の会員に対して自己の事業の宣伝、自己が販売する製品の広告のための活動を本会内で実施してはならない。

- (1) 正会員：第7条に定める会費を納入し、第5条に定められた全ての活動に参加することができる企業または団体を正会員と呼ぶ。なお、正会員は本会の事務局の事前承諾をもって、本会のロゴマークをホームページまたは会員企業の印刷物等に活用でき、本会のホームページにもロゴを掲出できるものとする。
- (2) 特別会員：正会員の活動の補助または会員増加に向けた支援をし、第7条に定める会費の納入義務を持たない特別な企業または団体を特別会員と呼ぶ。特別会員は事務局の事前承認を持って会員となり、正会員と同等の権利を保有するものとする。

第4条（趣旨賛同会員）

本会の賛同会員は、第4条に定める本会の目的または趣旨に賛同し、自社内の禁煙を強く推し進める会費の納入のない企業を趣旨賛同会員と呼ぶ。趣旨賛同会員は、本会のホームページに会社名のみ告知するものとする。

第5条（目的）

本会は、「禁煙」を施策の柱とし、会員の社員やその家族の健康増進のため、政府が目標としている2022年度の喫煙率12%※1の達成、または各会員企業で決めた喫煙率目標を達成していくことを共通の目標とし、より健康的な法人となることを第一の目的とする。また、民間企業による社会貢献活動として本邦における禁煙環境作りを支援すべく、自社の禁煙推進の取り組みだけでなく、営利を追求を目的とせず、広報活動にも力をいれていくことを目的とする。

第6条（活動内容）

本会は、前条の目的を達成するために次の活動を実施する。

- (1) 各会員企業が定める喫煙率低下の目標達成を会員内で相互にサポートする。
- (2) 会員施策共有会を原則2か月に1回実施をし、各会員の社内喫煙率低下に向けた具体的な取組みを共有し、合同で各会員の社内喫煙率や成果を公表する場を実施する。
- (3) 年1回以上のプレスリリースを発行することにより社会に対して本会の活動を発表する。
- (4) 会員企業の施策とその結果は事務局に集約し、事務局がまとめて会員内で公開する。
- (5) 会員企業の協賛金により年1回以上の本会外部向けのイベントを実施する
- (6) その他目的を達成するために必要な活動を実施する。

第7条（入会）

本会に本会員として入会しようとする法人は、第5条に定める活動内容への賛同を前提に、入会申込書を事務局に提出し、事務局の承認をとるものとする。

第8条（正会員会費）

本会の正会員は下記の入会費を事務局に納めるものとする。

入会 150,000円（税別）

ただし、入会金は入会月を含む半年分の会費を含むものとする

会費 月25,000円（税別）

- (1) 入会費は、この法人の事務局の請求に基づき、原則請求後1か月以内に指定口座宛に入金するものとする。
- (2) 既納の入会費は返納しないものとする。
- (3) 会費の徴収は毎年4月と10月に行うものとする。

※1 2018年3月に閣議決定された「がん対策推進基本計画」（第3期）参照。

第9条（退会）

1. 本会の会員は、退会届を事務局に提出し任意に退会することができる。
2. 会員の属する法人が解散したとき、当該会員は、本会を退会したものとみなす。

第10条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該会員に対して事前に弁明の機会を与えた上で、全体会議による決議に基づき除名することができる。

- (1) 本会則に違反したとき。
- (2) 本会の秩序を著しく害し、又は、公序良俗に反する行為をしたとき。
- (3) 本会の目的に反する行為をしたとき。

第11条（事務局長及び事務局次長の職務）

1. 事務局長は、事務局を統括し、代表を補佐し、代表に事故がある時、又は欠席の時は、その職務を代行する。
2. 事務局次長が置かれた場合、事務局長を補佐し、事務局長に事故がある時は、その職務を代行する。
3. 副代表が置かれた場合、その職務は、代表の補佐とする。代表に事故がある時、又は欠席の時は、本条2項の定めにかかわらず、あらかじめ代表が指定する優先順位により副代表のうち1名がその職務を代行することが出来る。

第12条（成果の取扱い）

1. 会員は、活動による成果（喫煙率の低下、喫煙に伴う離席時間の減少や業務の効率化などをいう）を、発表することができる。ただし、会員は、発表の前に、事務局に対し当該成果の概要を報告するものとする。
2. 前項の報告を受け、事務局は、当該成果に係る共有の取りまとめた報告書について、発表前に他の会員から了承を得る。

第13条（秘密保持）

1. 会員は、本会の活動により生じた成果並びに開示、提供に関連して知り得た秘密に関する事項（以下、「秘密情報」という。）を第三者に漏洩してはならず、本会の活動に係わる参加企業に対してその徹底を図るものとする。但し、次の各号に該当するものは除くものとする。
 - (1) 開示された時点で、既に公知公用とされていたもの
 - (2) 開示された以降に、開示された当事者の責によらず公知となったもの
 - (3) 開示された時点で、既に自己で所有していたことを証明できるもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得したもの
2. 本会の活動にあたり他の当事者に秘密情報を開示するときは、秘密であることを明記しなければならない。

第14条（活動終了後の秘密情報の取扱い）

1. 会員は、前条に規定する秘密情報について、本会の活動終了後に、秘密情報を記した文書又は電子記録媒体を責任もって廃棄するものとする。
2. 前項の規定によらない場合には、別途協議の上その取扱いを定めるものとする。

第15条（活動報告）

事務局は、年度終了時に活動報告書を作成し、会員に共有することとする。

第16条（活動年度・期間）

1. 本会の活動年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
2. 本会の活動は、正会員の1/2以上の継続希望があれば継続をする。

附 則

1. この会則は、2019年4月30日から施行する。
2. 本会の活動に関わる個人情報については、関連する法律・指針及び当該個人情報を保持する法人の規程等を遵守して適正に運用するものとする。

第1次会則 2019年4月30日

第2次会則 2020年12月1日